

案

原 危 管 発 第 号
2 0 2 0 年 月 日

原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社 原子力事業本部
原子力安全部門統括 XXXXXXXXXX

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正の施行に伴う通報等の運用について（報告）

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正（以下、「改正通報規則」という。）について、官報が令和2年11月12日付で公布され、即日施行されました。その改正内容を踏まえた通報・連絡の運用変更が必要な原子力発電所について、下記のとおり改正された緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）の判断基準に基づく運用を開始いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

- 改正通報規則による特定重大事故等対処施設を踏まえた通報実施の運用開始時期
特定重大事故等対処施設（高浜3，4号機）の運用開始日^{*1}から
※1：特定重大事故等対処施設の工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。
ただし、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用の承認を受ける場合は当該の承認日以降に適用することとする。
- 対象となる原子力発電所
高浜発電所
- 運用開始時期から原子力事業者業務計画届出までの間の運用変更
原子力災害対策指針に定める警戒事象および改正通報規則に定める特定事象について、添付1のEALを用いた通報・連絡を実施する。
- 原子力事業者防災業務計画修正に係る対応
(1) 関係自治体等との調整結果
前項に記載する運用について、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県と調整した結果、新EALの変更については、次回の原子力事業者防災業務計画の修正にて協議・反映する。

以上

<添付資料>

添付1：高浜発電所原子力事業者防災業務計画別冊

（特重施設等の運用開始を踏まえ運用開始するEAL）

高浜発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

特重施設等の運用開始を踏まえ
運用開始するEAL

2020年 月
関西電力株式会社

目 次

別表 3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈

<補足>

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正の施行に伴い、特定重大事故等対処施設等に係る通報実施の運用について、特定重大事故等対処施設（高浜3，4号機）の運用開始日から運用を開始するため、次回の原子力事業者防災業務計画修正届出するまでの間は、本紙に定める「別表3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈」に基づく通報・連絡を実施します。

以 上

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (15/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉※1	旧基準炉
現 行	冷 や す	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。 <u>なお、非常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</u></p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、または恒設電源設備のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p>	○	-
		<p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からの受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。</p>		
修 正	冷 や す	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、非常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、<u>空冷式非常用発電装置または「特重発電機」（3,4号機のみ）</u>のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p>	○	-
		(SE25は次項へ移動)			
理 由	<p>・ 通報規則等の見直しに伴う変更。 (非常用交流高圧母線の機能喪失について、3,4号機特重施設の電源設備による給電状況も考慮して判断する。)</p>				

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈（16/39）

（SE25は前項から移動）

現 行						
	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉 ^{※1}	旧基準炉
冷 や す	GE	25	<p><非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p>	○	-

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈（16/39）

修 正						
	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉 ^{※1}	旧基準炉
冷 や す	SE	25	<p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】（3、4号機のみ）のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。</p>	○	-
GE	25	<p><非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】（3、4号機のみ）のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p>	○	-	

理由

- ・ 通報規則等の見直しに伴う変更。
(非常用交流高圧母線の機能喪失について、3、4号機特重施設の電源設備による給電状況も考慮して判断する。)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

別表3-1-2 2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈（17/39）

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉*1	旧基準炉
現 行	AL	-	-	-	-
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p>	○	-
	GE	27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。</p>	○	-
修 正	AL	-	-	-	-
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池（<u>安全防護系用</u>）、蓄電池（<u>3系統目</u>）（<u>3, 4号機のみ</u>）、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p>	○	-
	GE	27	<p><全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池（<u>蓄電池（安全防護系用）</u>、蓄電池（<u>3系統目</u>）（<u>3, 4号機のみ</u>）、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき。</p>	○	-
理 由	<p>・新設の重大事故等対処設備を用いたEAL判断基準の明確化に伴う変更。 （非常用直流母線の機能喪失について、3, 4号機蓄電池（3系統目）による給電状況も考慮して判断する。）</p>				

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (20/39)

	区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉※1	旧基準炉
現 行	冷 や す	GE 29	<p><停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	-
				<p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプを用いた注水手段および停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段のすべてが喪失したとき。</p>		
修 正	冷 や す	GE 29	<p><停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	-
				<p>【解説】 1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、<u>A格納容器スプレイポンプ（3、4号機のみ）、C、D内部スプレイポンプ（1、2号機のみ）または恒設代替低圧注水ポンプのいずれか</u>を用いた注水手段および停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段のすべてが喪失したとき。</p>		
理 由	<p>・既存の重大事故等対処設備を用いたEAL判断基準の明確化に伴う変更。 (燃料取替用水貯蔵槽からの注水機能喪失について、代替炉心注水のためのポンプ（A格納容器スプレイポンプ（3、4号機のみ）、C、D内部スプレイポンプ（1、2号機のみ）または恒設代替低圧注水ポンプ）による注水状況も考慮して判断する。)</p>					

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (29/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉 ^{*1}	旧基準炉
閉じ込める	AL	-	-	-	-
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、<u>炉心の損傷を防止するために</u>原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、<u>炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが</u>、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで$1 \times 10^5 \text{mSv/h}$未満である場合をいう。</p> <p><u><補足></u> <u>本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。</u></p>	○	-
	GE	-	-	-	-

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	新基準炉 ^{*1}	旧基準炉
閉じ込める	AL	-	-	-	-
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、<u>原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが</u>、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで$1 \times 10^5 \text{mSv/h}$未満である場合をいう。 <u>(3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重フィルタベント」(3、4号機のみ)の実施をいう。</u></p>	○	-
	GE	-	-	-	-

理由

- ・ 通報規則等の見直しに伴う変更。
(原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用について、3、4号機特重施設の「特重フィルタベント」実施を指すことを明確化する。)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（EAL変更抜粋）新旧比較表

	<p style="text-align: center;">別表3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (39/39)</p> <p>○本基準の運用に関する基本的な考え方 (1) 警戒事態（AL）にかかる原子力施設の異常事象の発生又はその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標（運転上の制限値）を明らかに超えたものに設定する。 (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。 (3) EAL事象の通報等を行った後、EAL判断事象の分類（AL、SE、GE）を非該当にする必要が生じた場合は、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令及び外運搬命令とは次のとおり。 原災法 : 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） 政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号） 指針 : 原子力災害対策指針（令和2年2月5日一部改正） 通報事象等規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号） 命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号） 外運搬通報命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）</p>
現 行	<p style="text-align: center;">別表3-1-22 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (39/39)</p> <p>○本基準の運用に関する基本的な考え方 (1) 警戒事態（AL）にかかる原子力施設の異常事象の発生又はその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標（運転上の制限値）を明らかに超えたものに設定する。 (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。 (3) EAL事象の通報等を行った後、EAL判断事象の分類（AL、SE、GE）を非該当にする必要が生じた場合は、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令及び外運搬命令とは次のとおり。 原災法 : 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） 政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号） 指針 : 原子力災害対策指針（令和2年10月28日一部改正） 通報事象等規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号） 命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号） 外運搬通報命令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）</p>
理 由	<p>・通報規則等の見直しに伴う変更。 (原子力災害対策指針の改正日を反映。)</p>